第1回宮城県景観審議会

日 時:平成22年3月23日(火)

午後1時30分

場 所: 県庁行政庁舎9階 第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長,副会長の選任
- 4 議事
- (1) 宮城県景観審議会の所掌事項・運営について
- (2) 宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例に基づく基本方針の考え方について
- (3) 宮城県景観審議会の検討事項・検討スケジュールについて
- 5 その他
- (1) 景観行政における県の取組・成果について
- (2) 景観行政における市町(登米市、松島町、塩竈市)の取組について
- (3) 景観アドバイザー事業の概要について
- 6 閉 会

第1回宮城県景観審議会出席委員

磯 田 悠 子 松島国際観光(株)取締役副社長

伊 藤 則 子 東北大学大学院工学研究科博士後期課程

大 村 虔 一 特定非営利活動法人都市デザインワークス顧問

熊 谷 盛 廣 宮城県議会議員

柴 崎 徹 東北工業大学工学部環境情報工学科客員教授

西大立目 祥子 青空編集室 (フリーライター)

平 野 勝 也 東北大学大学院情報科学研究科准教授

布 施 孝 尚 登米市長

森 山 雅 幸 公立大学法人宮城大学食産業学部教授

横 山 英 子 (株)横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役

(以上10名)

1 開 会

- ○司会(千葉総括) それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回宮城県景観審議会を開催します。 開催にあたりまして、宮城県土木部都市住宅局長よりご挨拶申し上げます。
- ○事務局(佐藤都市住宅局長) 宮城県土木部都市住宅局長の佐藤でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、各委員の皆様方には、本審議会の委員をお引き受けいただいたこと、併せまして日ごろの本県の景観行政に対するご理解・ご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、平成 16 年に景観法が制定されたことを契機といたしまして、県では有識者で構成される「みやぎ景観懇話会」を設置し、懇話会からご意見やご協力をいただきながら、平成 19 年 5 月に「新・宮城県景観形成指針」を策定してきたところでございます。

現在、同指針を行動規範といたしまして、市町村への支援、県民の意識の醸成に向けた普及啓発など、県といたしまして景観行政に取り組んできているところでございます。このような中で、県議会におきましても景観に関する調査検討が行われ、昨年6月の議会におきまして、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」が発議・制定され、今年の1月から施行されたところでございます。本条例に基づき、県では「宮城県景観審議会」を設置し、基本方針の策定などに取り組んでいくことになり、所要の手続きを経まして、本日、第1回目の景観審議会の開催ということになったところでございます。

本日は会長・副会長の選出をはじめ、議事といたしまして、運営規程や条例に基づく基本方針の考え方についての検討などを予定しているほか、オブザーバーとしてご出席いただいております登米市をはじめとする関係市町の皆様方からは、景観行政の取組についての説明をいただく予定となっております。

条例に基づく基本方針,新しい支援策などの調査検討を通しまして、県における景観行政の取組の充実を図っていくためにも、幅広い視点から検討を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方からの忌憚のないご意見・ご発言をいただきますことをお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○司会(千葉総括) 議事に入ります前に、今回が最初の会議ということですので、委員の皆様を紹介させていただきます。座席表の裏面に委員名簿がございますので、その順にご紹介させていただきます。

(※委員名簿順に委員 10 名を紹介)

○司会(千葉総括) 以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。皆様のお手元には委嘱状をお配りさせていただいております。平成22年3月1日から2年間ということで、24年2月末日までのものをご用意しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(※佐藤局長以下,事務局職員を紹介)

○司会(千葉総括) 今回の審議会には、県内で景観に積極的に取り組んでおります市町村の皆様に、オブザー バーとしてご出席いただいております。ご紹介いたします。

(※登米市, 松島町, 塩竈市, 東松島市の出席職員を紹介)

○司会(千葉総括) 次に、本日の会議の定足数でございます。本日 10 名の委員の方々、全員にご出席いただいております。条例の定めの過半数は超えておりますので、会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の審議会の公開・非公開についてでございます。宮城県情報公開条例第 19 条に規定する会議を非 公開とする案件に該当しておりませんので、本日は公開で執り行ってまいりたいと思います。

次に、本日の審議会は最初の会議となりますので、会長・副会長の選任に移らせていただきます。当審議会の会長・副会長は、宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例第20条第1項の規定により、委員の互選により行うことと定められております。また、同条例により会長が議長となることから、会長が選任されるまでの間、事務局で仮議長を務めて進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

- ○司会 (千葉総括) ありがとうございます。異議がないようですので、それでは、門傅都市計画課長が仮議長 を務め、進めてまいりたいと思います。
- ○門傅仮議長 それでは、暫時議長を務めさせていただきます。 さっそく会長・副会長の選任を行いたいと思います。当審議会の会長・副会長は、条例

さっそく会長・副会長の選任を行いたいと思います。当審議会の会長・副会長は、条例の規定に基づき委員 の互選によるということになっていますが、いかがいたしましょうか。

- ○布施委員 推薦を申し上げたいと思います。平成20年3月まで設置されておりました、みやぎ景観懇話会に おいて、座長を務められていらした大村委員が会長に、同じく副座長を務めておられました森山委員が副会長 にそれぞれご就任いただくのがふさわしいと思い、ご推薦を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。
- ○門傅仮議長 ただいま、会長には大村委員を、副会長には森山委員が推薦されましたが、皆様いかがでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

○門傅仮議長 ありがとうございます。大村委員に会長を,森山委員に副会長を選任するということにいたした いと思います。

それでは、会長と議長を交代したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大村議長 皆様のご推薦で会長になったわけでございますが、非常に重要な仕事だと思っております。委員の 皆様方の積極的なご発言をいただきながら、うまく取りまとめるという仕事をやっていきたいと思いますので、 ぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。次第4にございます3つの事項のうち、まず「(1) 審議会の所掌事項・運営について」を事務局よりご説明いただきたいと思います。

なお、この審議会の運営に関して必要な事項については、条例第22条に規定されているとおり、会長が審議会に諮って定めることとされております。予め原案を事務局で用意しておりますので、ご説明をいただきたいと思います。事務局、どうぞ。

○事務局(鈴木主事) それでは、審議会の所掌事項及び運営についてご説明いたします。

はじめに、資料1により「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」の概要について、改めて簡単に ご説明いたします。資料1をご覧願います。

資料1の1,「背景・経緯」でございます。皆様ご承知のとおり、平成16年に景観法が制定されまして、景観行政を進める仕組みが整備・強化されました。本県においても、平成19年5月に「新・宮城県景観形成指針」を策定いたしまして、景観形成について取組を進めてまいりました。

これらの状況を受けまして、平成20年7月に県議会において「景観保全・まちづくり調査特別委員会」が 設置されまして、景観条例の制定に向けた検討を行ってまいりました結果、平成21年6月に県議会で条例が 可決され、平成22年1月1日から条例が施行されております。

条例の内容でございますが、次の2、「景観条例の枠組」をご覧願います。①から⑱までの項目を記載しておりますが、これは条例の条数を表しております。例えば、①でありましたら第1条というふうに、条例の条数に一致しております。大変申し訳ございませんが、時間の関係上、内容の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。代表的なものについてご説明いたしますので、ご了解願います。

それでは、お開きになって2ページ目の宮城県公報をご覧いただきます。第4条で「県の責務」を設けております。県は「美しい景観の形成のために先導的な役割を担い、広域的に美しい景観を促進する責務を有する」ということを規定しております。

まためくっていただきまして、次に第10条をご覧願います。第10条は基本方針ということで、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、美しい景観の形成に関する基本的な方針を定めることとしております。

また, 第18条以降については, 本審議会の設置等について規定しております。こちらについては, 後ほどご説明いたします。

それでは、資料1の1ページにお戻り願います。3の「景観条例の特徴」でございますが、本条例は行為規制の規定は設けていない理念条例となっております。4の「今後の取組」については、後ほどの議事にてご説明いたします。

最後の5,「県の景観行政の状況」についてでございます。皆様ご承知のとおり、県内の景観行政団体は、 登米市と松島町が移行しております。また、塩竃市が平成22年度に移行予定となっております。以上が条例 の概要となります。

次に、資料2の「審議会の所掌事項」をご覧願います。資料2は審議会の所掌事項と、宮城県美しい景観の 形成の推進に関する条例の中で、審議会に関係する条文を抜粋したものになります。

まず、審議会の所掌事項でございます。先ほど条例の概要でご説明申し上げましたとおり、条例第10条では「美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、美しい景観の形成に関する基

本的な方針を策定しなければならない」と規定しております。この基本方針を定め、また変更する場合には、 条例第10条第3項の規定により、審議会の意見を聴くこととなっております。

次に、審議会に関係する条例でございます。第18条では審議会の設置の根拠等について規定しております。 第19条では組織等について定めておりまして、本審議会は10名以内の委員で構成されることとなっておりま す。なお、任期につきましては、2年となっております。

第20条でございます。第20条は、審議会会長及び副会長に関する規定であります。会長・副会長につきましては、皆様ご承知のとおり、委員の互選によって定めることとなっております。会長につきましては、会務を総理し、審議会を代表するものであり、副会長については、会長を補佐し、何がしかの理由によりまして会長が欠けたときは、その職務を代理するものでございます。

第21条は、会議に関する規定でございます。委員の半数以上の出席で会議が成立し、出席委員の過半数で可決することとなります。第22条は、第18条から第21条で定めているもののほかに、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定めることについて規定しております。以上が審議会の所掌事項になります。

次に資料3をご覧願います。ただいま、資料2の最後でご説明申し上げました条例第22条、審議会の運営に 関し必要な事項について、「審議会運営要領」の原案を作成したものになります。

第1条では趣旨を、第2条では会議の公開等について定めております。県の情報公開条例におきまして、審議会につきましては、原則公開とされております。本審議会についても原則公開としておりますが、例外として、委員の3分の2以上の決定により非公開とできる旨の規定を設けております。

第3条は、委員以外の者の出席についての規定であります。審議会において必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、必要な協力を求めることができると規定しております。

第4条は会議録の規定でございまして、ホームページ等により公開することを規定しております。

最後に資料4をご覧願います。資料4につきましては、傍聴要領の原案を作成したものです。傍聴する際の手続きや、傍聴にあたって傍聴者に守っていただく事項等を定めております。

以上,議事(1)「宮城県景観審議会の所掌事項,運営について」をご説明いたしました。資料3の審議会 運営要領及び,資料4の傍聴要領につきまして,ご審議方よろしくお願いいたします。

○大村議長 はい、どうもありがとうございました。

以上が審議会の運営要領(案)になります。

以上のご説明につきまして、何かご意見・ご質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

[「はい」という声あり]

○大村議長 それでは、お諮りいたします。審議会の所掌事項・運営についてのうち、資料3の宮城県景観審議会運営要領(案)及び、資料4の宮城県景観審議会傍聴要領(案)について、原案のとおり承認することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

- ○大村議長 異議がないものと認め、本案については、原案のとおり承認することと決定いたします。 ただいま、審議会の運営要領について承認を得ましたので、同運営要領に基づき、本日の審議会の会議録署 名人を指名させていただきます。磯田委員と伊藤委員、お二人にお願いしたいと思います。
- ○大村議長 次に、2番目の「基本方針の考え方について」を、事務局から説明願いたいと思います。
- ○事務局(大庭行政班長) それでは議事4(2)の、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例に基づく 基本方針の考え方について」を説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

資料5をご覧ください。「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例に基づく基本方針の考え方」ということで、先ほどご説明申し上げました条例10条第1項に基づいて、「知事が美しい景観の形成に関する基本的な方針を定めなければならない」というところから定めるものとなっております。こちらにつきましては、平成22年度中の策定を予定しております。検討にあたって留意すべき事項として、資料を付けさせていただきました。皆様ご承知の、平成19年5月策定の「新・宮城県景観形成指針」、それとの関係をどう位置付けていけばいいのかというところが、問題になるかと思います。

参考までに、「新・宮城県景観形成指針の概要」、概要レベルなのですけれども、改めてご説明させていただきたいと思います。資料5の2枚目をめくっていただきたいと思います。こちらが「新・宮城県景観形成指針」、いわゆる「新・指針」の概要でございます。「2 新・指針の策定経緯」をご覧になっていただきたいと思います。こちらに着席されている方はすでにご承知ですが、平成18年4月に「みやぎ景観懇話会」を設置いたしました。そちらを設置以降、検討を通じ、平成19年5月に「新・指針」の策定に至ったという経緯でございます。

次に、ご覧いただいているページの裏面をご覧ください。下のほうに2ページと入っています。中段に概念図を表示しており、左から「基本目標」「基本指針」「展開のための枠組み」というふうになっております。まず、基本目標とは何かというところなのですけれども、「宮城の個性を表徴する景観をまもる」、それから、「快適で魅力ある景観をつくる」、3番目といたしましては、「景観形成を支える意識を育てる」。「まもる」、「つくる」、「育てる」の3本柱となっております。この基本目標から派生する基本方針といたしまして、例えば「自然の保全や調和を図った良好な景観の形成」という保全の視点、それから、「伝統や歴史・文化など、地域の個性を 形づくる景観の継承」という継承の視点、そういう6つの視点から基本方針をまとめたという形になります。

一番右側は、その基本目標・基本方針から導き出された、展開のための枠組みです。1つ目の枠組みとしては、「良好な景観形成のための基本ルール」、2つ目としては、「地域ごとの景観形成の考え方」、3つ目としては、「良好な景観形成に向けての役割分担」というふうになっております。

具体的に「良好な景観形成のための基本ルール」というものは何かというと、同じページ(4)の、「展開のための枠組み」というところをご覧になっていただきます。「①良好な景観形成のための基本ルール」というところ、こちらのほうに、例えば「公共施設整備・管理に対するルール」とか、「屋外広告のルール」とか、「民間開発事業のルール」など、各景観を構成する要素ごとに守るべきルールというのを整理・提示しているという形になっております。

続いて、2つ目の枠組として、3ページの「②地域ごとの景観形成の考え方」というところをご覧になっていただきたいと思います。県の景観を山地景観、平野景観、海岸景観、都市景観というふうに4類型に区分し

まして、それぞれの景観形成上の配慮事項を例示したというものです。例えば、平野景観の「田園型景観」、例示として、農業施設においては「ほ場整備等における機能の向上と景観の保全・形成を含めた環境への配慮」を図るとか、下から2番目の「地方中心都市型景観」というものであれば、市街地整備にあたっての配慮事項として、「魅力ある街並みの整備」とか、歴史的建造物については、「まちの個性づくりの核としての保全・活用」を図るなど、そういったように、景観ごとに配慮事項を例示したというものが、2番目の「地域ごとの景観形成の考え方」となります。

3つ目の「良好な景観形成に向けての役割分担」について、同じページの③をご覧になっていただきたいと思います。住民、事業者、市町村、県ということで、それぞれの役割分担をまとめた形でございます。特に市町村においては、「地域における総合的な景観形成における中心的役割」ということで、この指針においての中心的な役割は市町村が担っていくものではないかというところを提示しているところでございます。しからば、県の役割としては、一番下に書いてありますとおり、「広域的な景観形成を市町村との連携により実施」していくということで、住民、事業者、市町村、県の役割をそれぞれまとめたものでございます。以上が「新・指針」の概要となっております。

それでは、また資料5の頭のページに戻っていただきたいと思います。今、申し上げました「新・指針」の概要と、新しく策定する条例に基づく基本方針等をどのように整理していくかということになってくるわけでございますが、冒頭の「検討の方向性」というところをご覧になっていただきたいと思います。

まず、①といたしまして、景観条例と「新・指針」の景観行政に係る方向性というのは、合致しているのではないかというのが 1 点目。平成 19 年 5 月の「新・指針」策定から、景観を取り巻く状況に、まだあまり大きな変化は認められないのではないかというところが 2 点目。 3 点目といたしましては、「新・指針」に基づく県行政の取組というのは、実は平成 19 年度からまだ始まったばかりの段階というところでございますので、現在の取組をしばらく継続させながら、この景観行政を定着させていくまで相当な期間が必要だと、そういう 3 点がございますので、条例に基づく基本方針と「新・指針」の位置付けというのを、中段の図のとおり整理させていただきたいということで提案させていただきました。

中心の図をご覧になっていただきたいと思います。条例に基づく「基本方針、新・指針の位置付け」ということで、下の大きな箱、条例に派生して今回検討していただく基本方針というのがあります。もう一つの柱といたしまして、宮城の将来ビジョンというものがあります。将来ビジョンから派生するものといたしまして、「新・宮城県景観形成指針(新・指針)」が位置付けられるのではないかと。そうしますと、今回の条例に基づく基本方針というのは、その「新・指針」を包含するような位置付け、波線のところをご覧になっていただきますと、条例に基づく基本方針というのは、景観行政を推進していくための方針を示したもの、それに対しまして「新・指針」というのは、宮城の将来ビジョン、基本方針に基づいて、県の景観行政に係る方向性、具体的な方策、理念をまとめたものだと、基本方針から更に内容を具体化したものということで、「新・指針」を位置付けたいと思っております。この位置付けに従いまして、今般、条例に基づく基本方針を皆様方に検討していただきたいというふうに考えております。

下に書いてございます「基本方針の枠組み」というところ、「基本方針(条例第 10 条に規定された定める事項)」ということで、3点ほど定めるものがございます。

まず1点目が、「美しい景観の形成に関する目標」、これを定めなさいという条例になっております。「新・指針」においての景観形成の基本目標は「まもる、つくる、育てる」でございますので、基本目標は、それを牽引するような内容でいいのではないかと考えております。

2点目、「美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項」、「新・指針」では「景観形成の基本方針」ということで6つの視点を定められておりますけれども、これはそれを示すものではないかと考えております。 3点目といたしまして、「その他美しい景観の形成に関する施策を推進するために必要な事項」というのがございます。まず1つが「新・指針」においての「基本ルール」、それから「地域ごとの考え方」、「役割分担」を示すものという3つがございますので、その3つをこの事項の中に盛り込んでいくということです。

それと、もう一つです。先ほど中段の図のところで説明申し上げましたが、基本方針というのは「新・指針」を包含するものだということがあります。この「新・指針」の枠からはみ出た部分の概念があるのではないかというところで、「新たに追加を検討する事項」を、こちらで新たに検討していただきたいというふうに考えております。

われわれ事務局でこの具体的な中身として考えられるものとしては、「新・指針」策定時において、まだ景観行政団体というのができていなかったという部分もございますので、例えば景観行政団体との連携、こういったものがどうあるべきかというものを検討していただく。もう一点として、景観域、松島湾を巡る世界遺産という話もございましたけれども、いわゆる広域的な景観形成について景観域なり、景観軸なり、そういったところを新たに追加する事項として盛り込んではどうかと、こういった枠組みに従いまして、基本方針を検討していただければ良いのではないかということで、今回提案させていただきました。

資料5に基づく説明といたしましては、以上でございます。

- ○大村議長 はい,ありがとうございます。ただいまのご説明に対しまして,ご意見等・ご質問がございました ら,どうぞ。
- ○森山委員 資料5の一番下の文言なんですが、言葉のことで少しご説明いただければと思います。一番最後の「景観域」というのは、具体的に…。景観と地域が一緒になった言葉なのか、景観をいろいろ区分された分類域なのか。お願いいたします。
- ○事務局(大庭行政班長) 神奈川県のほうで定められていますけれども、イメージとしては一つのテーマ、 松島湾なら松島湾という地域、または河川という形、例えばですけれども、北上川とか。そういうふうに、 複数の市町村にまたがる景観というところを考えていく要素、テーマということで「景観域」、そういうこと を私どものほうでイメージしているという形でございます。
- ○大村議長 よろしいですか。
- ○森山委員 はい。
- ○平野委員 素朴に申し上げるとこれはよくできているので、表紙を換えるだけかなという気がしてしまう。これだけの皆さんに集まっていただいたのに、それじゃあもったいないと思っています。

資料5の上のほうに書いてある現状の認識は、まさにそのとおりだと思います。事務局のほうで考えていただいたのが下のところだと思うんですが、もう一歩踏み込んでいただいく。前に景観懇話会のときも申し上げておきましたが、例えばつくるほう、公共サイドでイニシアティブを執って、リーダーシップを執って、いい

川づくりをするとか、いい道づくりをするとか、いい広場づくりをする。そこのところは、地方自治体の皆さんの気運とか、県民の皆様の気運を盛り上げるためにも、先導的に取り組んでいただけたならと思っております。そこの部分ぐらいはもうちょっとはみ出て、何かを取り組めたらいいなと感じました。これにお答えいただければと思います。

もう一つ、景観域という言葉ですが、あまり聞き慣れない言葉です。「景域」という言い方ですと、今、ご説明いただいたような一つのまとまりの景色というような意味で使っている言葉…。

- ○大村議長もう一回繰り返してください。ちょっと聴き取れなかった。
- ○平野委員 景域です。"観"を付けないんです。
- ○大村議長 観を取って、「景域」ね。
- ○平野委員 景域という言い方をすると、そういう意味に使われることがあります。ただ北上川に大きな意味での景域というのは、今はまだ使っていないような気はしますので、言葉は要注意かもしれません。この言葉のほうは余談です。
- ○大村議長 前半のことについて、いかがですか。事務局のほうで。
- ○事務局(門傅都市計画課長) 条例の中でも県の責務としてうたっておりますし、13条のほうに「美しい景観の形成に配慮した公共施設の建築等」について規定しておりまして、努力規定ではございますけれども、積極的に取り組んでいきましょうということです。財政的には非常に厳しい状況ではありますけれども、可能な範囲でできることはやっていきたいと思っていますし、そういった方向で考えています。

それから、景域についてですが、あくまで例として、こんなイメージのものを考えているということですので、言葉としてはこれからじっくり吟味して、より良いものにしていきたいと思っております。

○平野委員 よろしくないわけじゃないんですけど…。どこも公共事業の予算がズバズバ削られておりまして、景観に配慮している場合じゃないみたいな話をよく聞くんですよね、それは実は若干勘違いでございます。県の皆さんの前で具体例を挙げてしまうのは大変申し訳ないんですが、例えば、最近、岩切街道から多賀城のほうに道が延びましたよね。そこの多賀城市の側に、安い、サビサビにしか見えない耐候性鋼材の橋の上に、「ここは多賀城市の側だから」というので、真っ赤な擬宝珠の高欄が付いた橋がございます。横から見るとサビサビの朽ちた橋の上に、真新しい真っ赤な擬宝珠が付いていて、凄く違和感がある。しかも、真っ赤な擬宝珠の高欄ですから、お金をかけているんですよね、これだったらサビサビに見える耐候性鋼材じゃなくて、少し質のいい耐候性鋼材にしていただいて、普通の高欄にしたほうがよっぽどきれいな橋だったんじゃないかなと感じております。

なので、お金の問題ではなく、同じお金を使うのでも、より良くする方法というのはいくらでもございます。 逆に、それをきちんと考えられるのが土木技術者の使命だと思っておりますので、ぜひきちんと検討していけ るような体制をやっていただけたらと思います。 国土交通省,実はほとんどの地方整備局で空回りしておりますが,まじめに取り組んでおるのは,九州地方整備局と東北地方整備局の2つだけです。毎年,年度当初に今年度実施予定の大きなプロジェクトすべてをリストアップしまして,それらについて「これは重点検討にしよう」「普通の検討にしよう」「簡易検討にしましょう」という形で,3段階にいわゆる事業仕分けをします。重点検討にあたったのは丁寧に,アドバイザーとか委員会を組織して設計をやっていこうというようなことをやっておられます。ぜひ県のほうでも,こういう仕組みが出来上がっていけばなと思っております。

- ○大村議長 はい、ありがとうございます。
- ○事務局(門傅都市計画課長) 多賀城市の話ですが、おそらく、多賀城市については歴史的なこともありますので、城跡のいわゆる蘇芳色ということをイメージして赤みがかった色を使ったやに思います。それが周辺、あるいは耐候性のあの色とマッチするかどうかというのは、いろいろ意見はあるのかと思います。でも、県が勝手に思い込んでやっているということでもございません。このケースに限らず、市あるいは地域の方々とのやり取りでいろいろご議論いただき、意向を踏まえながら対応してきているというのがございますので、今後ともそういった方向では考えていきたいと思っています。

それから、土木施設だけではなくて、今回は幅広くいろんなものが対象となります。事務局として、例えば 県の中であれば横断的な調整をする場を設けながら、内容によってはこの審議会の中である程度ご議論いただ く、その上で対応を考えなければならないものという仕分けをしながらやっていくとか、そういったものをつ くり上げていって、より良いものにしていきたいと考えております。

○大村議長 ほかにいかがでございましょうか。なければ、資料5についてのご質問・ご意見はこれで終わらせていただいて、次に進んでよろしゅうございますか。

それでは次の3番目、「(3) 審議会の検討事項・検討スケジュールについて」に移ります。事務局からのご 説明をお願いいたします。

○事務局(小玉主任主査) それでは座って説明させていただきます。

議事の(3)、「宮城県景観審議会の検討事項・検討スケジュールについて」をご説明いたします。お手元の 資料6、「平成22年度宮城県景観審議会開催スケジュール(案)」をご覧ください。審議会の開催時期と審議事 項の予定を表にしております。

はじめに開催時期ですが、現時点では6月、9月、12月、平成23年2月の、計4回の開催を予定しております。

続いて審議事項です。22年度における第1回目の審議会となります6月の審議会においては、現地視察調査を行うことを予定しております。先ほど、当面は基本方針の策定に向けた審議・検討をお願いしたい旨ご説明申し上げましたが、基本方針の策定や景観形成施策の検討を行うにあたっては、本県における特色ある町並みや建築物等の優れた景観形成事例を視察し、状況を把握する必要があるのではないかと考えまして、案として視察会を企画いたしました。

参考として、下のほうに平成18年度にみやぎ景観懇話会において現地視察調査を行った際の日程と視察個所を記載しております。このときは登米市登米町の「みやぎの明治村」周辺の建物と、大崎市古川の緒絶川周辺

の街並みを視察しております。

続いて、9月の審議会においては、基本方針案のご提示を行えればと考えております。また、景観形成に 関する施策の検討といたしまして、市町村に対する支援施策の検討について、お願いしたいと考えておりま す。

10月については審議会ではなく、事務局の事務手続きのスケジュールになります。基本方針の案について、 県民の皆様のご意見をいただくパブリックコメントの実施、及び平成23年度に向けた県予算案の作成作業を 行うこととしております。

12月の審議会におきましては、パブリックコメントの結果のご報告と、基本方針の最終案についてお示しできればと考えております。

平成23年2月の審議会では、基本方針のご提示と景観形成に関する施策の検討のほか、今年度と同様、平成22年度の景観形成に関する取組や成果のご報告を、委員の皆様にいたしたいと考えております。

以上,平成22年度の審議会開催スケジュールと審議事項等の案について,ご説明申し上げましたが,現地 視察につきましては視察先が未定となっておりますことから,この点につきましてもご意見をいただければ と思います。ご審議について,よろしくお願いいたします。

- ○大村議長 はい、どうもありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見等・ご質問、それから 今、伺いました現地視察についての希望とか、何かございましたら、よろしくお願いいたしたいと思います。
- ○横山委員 よろしいですか。前回の現地視察,私は行けなくて大変寂しい思いをしましたけれど,個人で行ってまいりました。大変素晴らしい景観がまだ宮城県に残っているということと,きちんと守っていらっしゃる方々がいらっしゃるということで、大変うれしく思った場所でもありました。

今、平野委員がお話しになったこととちょっと重なるんですが、守ることもとっても難しいんですけれども、もう形があるので、逆に非常に分かりやすいんですね。ところが、これからその景観を自分たちでつくるという方々にとっては、とても難しいと思うんです。これからやらなければいけないのは、われわれ、もっと若い世代がどうやってこの宮城県の景観をまた新たにつくり出していくかということだと思います。なので、この視察先に関しましては宮城県ということだけではなく、新しく良い景観をつくり出しているところも含めて、候補を挙げていただきたいというふうに思います。

例えばなのですけれども、最上の金山町というところがございます。建築関係の方は皆さんよく行ってらっしゃる場所でもあるのですが、今現在新しく造られている建造物そのものも、昔から残っている自然の景観や、いろんな周りの風景と非常に合う景観につくっている非常にまれな地域だと私自身は思っております。例えば、現地のスギを使った建物であったり、そこの土地の大工さんの技術がきちんと生かされている。建築に関係のない方々も、例えばいろんな草花を植えるとか、自分の庭を人に見られてもいいようにきれいに整備しているとか、そういう地域でもありますので、これは視察をする場所としては非常にいいのではないかなと思いまして、ご推薦をさせていただきたいと思います。

○大村議長 はい、ありがとうございました。県外にもそういう目を向けたらどうかということと、つくるという、いろいろ難しい局面をどういうふうに理解していくか、というのが大切だろうというご意見だったと思います。ほかにいかがでございましょうか。

- ○森山委員 私も現地視察の件なんですが、宮城県ですでに景観百選をされていると思います。例えば、今日 見えている松島町とか登米市さんにも、「ここが我が町だ」みたいな場所がたぶんあるんじゃないかなという 気がいたします。できれば、そういうところをポイント的に見せていただければ、「地区を代表する景観はこ ういうところだ」と地域の人たちが考えているということが、われわれにも理解できます。全部とは言いま せんが、そういったところもぜひ、何か所か含めていただければと思います。
- ○大村議長 はい、ありがとうございます。皆さんからいろんな注文が出てくると、企画する人は大変になってしまうかもしれませんが、それぞれの市町村で「自分の町としてここを見てほしい」というようなものが出されれば、ということでございます。ほかにいかがでしょうか。
- ○西大立目委員 今、パラパラと資料7を見ておりましたら、景観行政団体を支援するので県の方が働き掛けて、その回答例が載っていますよね。それを見ますと、景観というのは遠く、別のところにあるもの、自分たちの暮らしであるとか、まちづくりであるとか、そういうことと懸け離れたものとして自治体の方々は考えられているんじゃないのかなという気がいたしました。

これを見ると、例えば、村田町などは景観行政団体に移行するという考えもあるようです。私たちが視察に 行くことでそういう動きが生まれるようなところに、応援のような意味で行ってもいいのではないかなと思い ました。

○大村議長 なるほど、また新しい意見が出てまいりました。「自分のところの景観なんて」というところ、あまり考えに及んでいないようなところを目指していくということで、意識させるというようなお話でした。

僕、パブリックコメントのことでちょっと気になったんですが、前の景観百選のときには、県民からずいぶんいっぱいの写真が集まってきたのだけれども、案を作って、それにパブリックコメントを求めるなんていうようなことをやると、あまり参加がないというのはよくあるパターンですよね。本当に自分たちの町の大切なことだというので、いっぱいパブコメが出てくるような仕掛けをする。それにはどうしたらいいか、何か工夫が要りそうだなというふうに思いました。

この間の写真はずいぶんいっぱい集まりましたよね。やっぱり関心の程度をうまく伝えてやらないと、反響が返って来にくいかなと。そういう意味ではパブコメのやり方もそうだし、基本方針の案の示し方、その内容についても非常に重要なテーマになってくるかなというふうに思いました。感想です。

ほかにいかがでございましょうか。

○布施委員 委員の皆さんからいろいろご意見をいただきました。パブコメについては、例えばそういうご応募 いただいた方に対して、「こういった考え方があるんだよ」とか、「こういった考え方で、これから地域の景観 を守ろうとしているんだ」ということを個別にお知らせをしながら、それに対するアンケート、要するに、関 心のある人にきちんと、そのメッセージが伝わるような形を取ったらいいのかなという感じがしました。

県のほかの委員になっている関係もあって、別の会の中で委員を公募した際に、例えば公募から漏れた方に ご意見をいただくような形の中で提案をしていけば、いろんな意味で意識・見識の高い人からの意見をいただ けると。パブリックコメントという広く薄くお知らせをすることも大事だけれども、それと併せてそういう 方々に対してのアプローチをするというのも一つではないかなと思いました。 それから、もう一つは日程の件なんです。6月、9月、12月という日程になりますと、議会の関係もございます。たぶん私だけはなくて、熊谷委員さんもいろいろな日程調整の中で難しい部分も…。

○熊谷委員 土日であれば。

- ○布施委員 土日ということもございますので、そういう部分をご一考いただければ。定足数の問題もございますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。
- ○平野委員 パブコメに関して、布施委員の意見に大賛成でございます。一本釣りをするかのごとくコメントを求めるのは、とても大事なことかと思います。

それから、視察場所について皆さんいろいろご意見があるようですが、この審議会での本年度の成果として、要は基本方針をどの程度拡張するのかというところにたぶん一番ポイントがあります。やっぱり景観行政団体との連携ということなのであれば、西大立目委員がおっしゃったように、景観行政団体になってくれそうな、もう一押しすればというようなところを選べばいいと思います。

私が先ほど申し上げた、公共事業絡みのデザインのクオリティを上げる仕組みを持って頑張っているところは、私の知る限り、私自身が関わっている平泉町ぐらいなんです。ただ、平泉町の場合は景観事業、公共施設として指定してしまう。例えば国道が改築になるといったときに、平泉町公共施設デザイン会議というのがあって、そこの意見を求めなければならないという形式になっている。言ってみればここでデザインレビューをして、修正意見を求めて、少しでもクオリティの高いものを造らせるというような仕組みが動いております。

そこまでの仕組みは今回の場合は持てないというより、あんまり意味がないのかなという気もしますし、いずれにせよちょっと戦略的に今回の「新・指針」のほうから、どこの部分を重点的に拡張できるのかということを事務局のほうでご検討いただいて、その拡張部分にふさわしいような視察場所であれば、大変いいかなという感想を持ちました。金山も行ってみたいなと。まだ行ったことないんです。

- ○横山委員 行ったほうがいいですよ、絶対に。
- ○大村議長 はい、ありがとうございました。ほか、いかがでございましょうか。
- ○横山委員 景観行政団体への移行ということで村田町がというお話,私も町長さんとよくお話しするんですけれども、町のことをよく勉強していらっしゃる町長さんです。布施市長と非常に似てらっしゃるお考えで、みんなが支援をする、自分の町だけではなくて、みんなが支えてくれるということがすごく大切なことだと思うんです。要は、あそこの蔵がなくなる、壊すという情報があると、全部町に来て「引き取ってくれ」と言われるそうなんですが、財政的にも難しいし、そうやって頼られるだけでは非常に町の先行きが心配なので、

「もっと支えてくれる人が外に欲しい」というお話を実は町長さんもされていました。

仙台にいながら村田とか、どこにいながらほかの町という、お互いに結び付けるのが私も大事だと思います。 そういう意味では、今お二人方からもお話がございましたけれど、何かアクションを起こしてくれそうなとこ ろに行くというのは大賛成でございます。

金山町はぜひ。ここは個人でも行ってみたらよろしいのではないかと思います。つくるというところに関し

ては、事例としてぜひ勉強するべきものではないかとも思いますので、視察の候補地ということではなくても 構いません。ちょっと意見が変わりました。以上です。

○大村議長 はい、ありがとうございます。まあ、一回の視察でいろんなことをやってしまおうというのは、 相当無理があるかもしれませんね。勝手連で自主企画を作っていただいて、手が挙がった人たちで行くとい うのも含めながら考えなければいけないかもしれません。いろんなエリアが出てきてますからね。この審議 会としてどれかしかるべきものを探して行くというようなことかもしれません。

ほかにいかがでございますか。

- ○磯田委員 私は松島在住ですけど、ぜひ松島に来て見ていただけたらと。現状をご指摘いただければ最高にいいなというふうに思っております。中にいる人間は、結構自己満足のところと、やはり商売をしておりますので切磋琢磨して、ものすごく目立ちたがりが多い。ですから、そういうことに対してのご意見が伺えたら、町としても、町民としても最高に喜ぶのではないかなと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(門傅都市計画課長) 事務局からですけど、まず予算的なものがございますので、日帰りであれば 他県でも可能かと思います。日程とかもありますし、なかなか厳しい。でも、やりようによって2回ぐらい だったら可能だと思っています。

それから、景観行政団体、登米市さんとか、松島町さんとか、もうやられているところに行って深めていくというやり方。それから、これから考えているところ、塩竃市さんや、東松島市さんも来年度のシンポジウムを予定しているということで基本的には積極的に考えていただいているというふうに思っていますので、いわゆる、松島湾沿いのところに何かテーマを設けて見に行くというやり方。それから、先ほどいろいろお話しいただきました、方針の拡張部分にテーマを絞ってどこかに決めて行くなど、いろいろな方法が考えられると思います。

県のほうでも前もって市町村に対してアンケートをやっておりまして、「景観行政団体になることについていかがか」という問い掛けであるとか、問題点とか、いろいろ聞き出そうとしているんですけれども、いかんせん、今は非常に財政が厳しいと。景観形成に関して特に困っていないところにお金なり人といった手間を掛ける、今はそのタイミングではないという意識を持っているところが多くて、なかなか厳しい状況にあります。意識の醸成を図るために積極的に審議会のほうから足を運んで、そういった話を首長さんなり地域の方々に投げかけていくというやり方もあると思います。

現地視察のコースについては、うちのほうでいくつか案を作って、場合によっては、委員の方々に個別に投 げかけることも検討いたします。それと本日いただいた意見をまとめまして、会長と少し調整させていただく ということでよろしいでしょうか。

○大村議長 いろいろな意見が出ましたので、現実的にどういう格好にしたらいいかというのを、事務局サイド でご検討いただく。2回ぐらいならできるかもしれないとおっしゃっています。それでなくでも「議会や何か で大丈夫か」という委員の方の意見も片一方ではあるんですが、その辺を少し工夫していただくということに させていただきましょう。

そのほかに何か、この件についてございませんか。

○熊谷委員 一点だけ。

この審議会に初めて出席をさせていただいて、委員の先生方のメンバー構成を見ますと前の懇話会からのつながりで、私1人が突然入っています。さっきから話題について行きかねておるのですけれども、実はわれわれが条例を作るとき、私もその委員会におりました。懇話会の審議の結果というものは、常に頭に入れながら条例作成に当たりました。それはぜひご理解をいただきたいと思います。

それで、一つ、パブコメの件ですが、まちづくり条例策定のときはパブコメの意見が大変いっぱい来ました。これは商工会とか、いろいろ関係する団体が多かったからです。ただ、このあとの景観条例のときのパブコメには意見がなかったような気がする。ですから、今、会長さんとか布施市長がおっしゃったように、少しポイントを絞ってやったほうがいいんだろうと思います。そうでなくてもパブコメというのは、ある意味アリバイ作りみたいなところがございまして、何の意味もないときがあります。むしろ、もう少しパブコメのやり方を考えたほうがいいかなというふうに感じました。以上です。

○大村議長 はい、どうもありがとうございます。今のご発言のように、ここはとても大切。みんなの関心を持ってもらうことにも大変役立つことだと思うので、少し工夫をしてパブコメを集めるというのをやれたらいいかなと思ってございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料6についてのご質問・ご意見は、以上ということでよろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者あり]

- ○大村議長 では、次に次第の5番目、「その他」になります。1番目、「景観行政における県の取組・成果について」を事務局から説明願います。
- ○事務局(大庭行政班長) それでは、「その他」の(1)、「景観行政における県の取組・成果について」を説明申し上げます。

資料7をご覧ください。これは毎年度報告させていただいているところなのですけれども、「新・宮城県景観形成指針」において、49ページに書いてある「景観形成の推進の方策と体制」に基づき、平成22年度におきましても、以下のとおり施策の推進に向けて事業を実施したという形でございます。

主なものについてだけ、ご説明させていただきたいと思います。まず(2)、「景観行政団体の支援」ということで、先ほど委員の先生からもご指摘がありましたけれども、「景観行政団体の移行に係る市町村への働き掛け」ということで、以下のとおり、塩竃市さんをはじめ延べ12市町を訪問させていただいております。中身につきましては、あとでご覧になっていただきたいと思うのですけれども、やはり景観行政というものに対して積極的に取り組む市町村だけではないという実態だということを感じたところでございます。

次のページの(5)、「景観シンポジウムの開催」というのをご覧ください。平成21年10月20日に、景観シンポジウムを塩竈市民交流センターで開催させていただきました。回を追うごとに参加者が増えておりまして、今年は約250人集まりました。コーディネーターには大村委員にも参加していただきまして、景観形成について市民の方にある程度アピールできたのではないかというふうに考えております。

それから、下のほうの(8)というところ。こちらは21年度から新たに始まったものなのですけれども、「景観形成庁内連絡会議」ということで、景観条例ができることを契機といたしまして、景観行政に関する

庁内 13 課室で構成される「景観行政庁内連絡会議」を、昨年の 12 月に設置・開催いたしました。今後、こういった庁内組織を活かしまして、県の景観形成の取組状況とか、景観条例の内容とか、今後の取組について連絡調整なり意見交換を行うことによって、県庁内での横断的な取組を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

次のページをめくっていただきますと、平成22年度以降の取組についてでございます。(1)「景観行政団体への支援」ということで、①のところ、引き続き景観行政団体の移行に向けた市町村への働き掛けを行っていきたいというふうに考えております。こちらは今計画中でございまして、計画に従い引き続きやっていきたいと。

それから、新しい取組といたしまして、②の「景観行政団体情報交換会」というのがございます。景観行政 団体を移行させていただいたところで普段抱えている問題点なり、景観行政の円滑な運営といったものについ て、意見交換をする場を設けていきたいと考えております。県といたしましては単なる景観行政団体の移行だ けではなくて、そのフォローアップというものもやっていきたいというふうに考えております。

それから、(2) といたしまして「景観アドバイザー制度による支援・助言」というものを考えております。 従来のアドバイザー制度を新規事業として拡充させていただきまして、市町村と地域団体からの申請に応じ、 景観アドバイザーを派遣いたします。そちらの経費については、新たに県の負担にさせていただくという事業 を、22年度から立ち上げたいと考えております。アドバイザーにつきましては、後ほど別に担当のほうから 説明させていただきますので、そちらのほうで、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

(4)「景観シンポジウムの開催」。これは毎年度開催させていただいております「みやぎ景観フォーラム」でございますが、平成22年度におきましては東松島市で開催ということで調整済みでございます。日程につきましては10月12日または19日、いずれかの日で行いたいと考えております。テーマ内容につきましては、今後、東松島市さんと調整を図りたいと考えております。

それから, (6)「景観基本条例等の制定」関係といたしましては、現在開催しておりますとおり、宮城県景観審議会を22年度にも開催しまして、基本方針の策定を進めていきたいと考えております。

以上が平成21年度の事業取組内容と、平成22年度の取組状況でございます。

その他、参考資料といたしまして景観関連の新聞記事、もう1枚めくっていただきますと、今年度、塩竃市で開催いたしました「みやぎ景観フォーラム」の概要を添付さていただきました。

それから、何枚かめくっていただきますと、「平成21年度県民意識調査結果の概要」という資料がございます。ただいま、委員の意見交換の中でも出てきたんですけれども、景観に関する一般の方の意識とはどういうものだろうかというところのデータをまとめたものでございます。これは平成21年3月3日から21年3月23日まで、県内の男女4,000人を対象に意識調査をした結果でございます。

「景観の保全・形成について」ということで、問 11 から問 13 まで概要がございますけれども、典型的な例として問 11、『「良好な景観をまもる」とか「良好な景観をつくる」という取組が行われていますけれども、

「景観」と言った場合にどういうものをイメージしますか』と。一番多かったのは、山並み、海岸、湖沼、里山、田園などの自然風景というところで、一番われわれが思っている街並みといった景観よりは、どうしても自然風景という意識が強いというかなと、こういう結果が出たというふうに思っております。

問 12 については、『県の景観状況というのはどんなものか』ということでございます。こちらで一番多かったのが、「一部に景観が損なわれている地域・箇所があり、部分的には対策が必要だ」ということ。問 13 として、『景観をまもるとかつくるとかいった取組で、効果があると思うのはどういうものか』ということであり

ます。一番多かったのが、「歴史的な建造物・樹木などの保全」というもの。ほかには、「景観づくりに取り組んでいる団体や市町村への支援」とか、「優れた景観の選定・紹介」というのが多かったということでございます。

われわれ行政として割とイメージしやすいのが、例えば9番の「土地利用の規制」。ほかの都道府県でも行っておりますけれども、景観に影響を及ぼす建築とか、土地利用の規制、屋外広告物の規制など、行政的にはそういったものが割とイメージとして強いのですけれども、アンケートの中ではこういったもののパーセンテージは低かったという形でございます。以上が意識調査の概要でございます。

最後に、平成 18 年から 21 年までの県の取組状況について、A 3 判横で経過表としてまとめております。 こちらを参考にしていただきたいと思います。

資料7の説明につきましては、以上で終わらせていただきます。

- ○大村議長 はい、どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご質問・ご意見がございましたら、どうぞ。県の取組、成果、さらに今後のことについて説明があったわけです。
- ○森山委員 これも質問なんですが、平成22年度以降のページのところの7番です。「景観形成庁内連絡会議 の設置」と書いてあるんですけれど、具体的にどういうことを行われるか。もし、はっきりしているところが あればお知らせください。
- ○事務局(大庭行政班長) 今はっきりしている内容といたしましては、景観審議会を開催する前段階にあたって、逐次、景観形成の連絡会議を開催し、景観審議会における審議事項の事前調整といったものを中心に行っていくということが、はっきりした内容でございます。
- ○柴崎委員 13 課を教えていただけますか。
- ○事務局(大庭行政班長) 全部申し上げるという形でよろしいですか。

13 課ございまして、まず1つ目はわれわれが座長を務めている都市計画課。こちらがまず1つ目でございます。2つ目といたしまして、企画部から企画総務課、あとは地域振興を担当しております地域振興課でございます。環境生活部といたしまして、環境生活総務課、それから環境政策課、自然保護課でございます。経済商工観光部といたしましては、富県宮城推進室と観光課でございます。それから農林水産の関係ということで、農林水産部から農林水産政策室、農村振興課、農村計画を担当しております農村振興課でございます。同じく土木部で土木総務課、事業管理課でございます。土木総務課は土木部の政策取りまとめということでございますし、事業管理課は例えば公共事業の施行についての基準づくりといったものを所管しているということでございます。最後、13番目といたしまして、教育委員会から文化財保護課でございます。文化財保護課につきましては、文化財保護行政の現場を担当しているということです。

以上,13課室で庁内連絡会議を設置いたしまして,庁内での連絡調整・情報交換を図っていきたいと考えて おります。

○柴崎委員 項目の中に一つ大事な部分, 啓蒙的な部分があって, これから景観というものを皆さん方に大いに

知っていただこうというようなことで、2つ挙げておられましたね。それを踏まえて進める場合に、教育的なほう、文化財は確かに入っていただかなければいけないと思うんですが、もう一つ、子どもさんたちとか、そういう場面にアピールするような課に予め入っておいていただくということ。景観が市民権を得ていくために、もう少し子どもさん方の将来教育にもプラスになるような部署の皆さん方にも、連絡会議の中に入っていただいておくというのは無理でしょうかね。何かお考えいただくといいかなと思ったんですが。

- ○事務局(門傅都市計画課長) 一応,関連がありそうなところをメンバーとして入れておりますけれども,基本的に必要に応じてメンバーを増やすことは可能ですし,必要であればさまざまな視点から参画を願うという形で進めたいと思います。
- ○柴崎委員 育成と醸成と皆さんがお書きになっている部分は、非常に大事だと思うんですね。保全とか継承というのは、これまで相当、県の皆さん方がやってこられましたのでそれなりの土台があって、そんなに難しいことではない。景観的にどう捉えていくか、もう少し広い意味でどう捉えるかそういう問題になろうかと思うんですが、この育成と醸成が一番難しいのではないかと思うんですね。そうすると、教育的な配慮を今から少し準備なさっていただいたほうがいいのかなと。そういう感想を持ちました。
- ○大村議長 はい、ありがとうございます。今の柴崎委員のご発言は大変重要だと僕も思います。

もう7,8年前に体験したことですけど、仙台市とフィンランドのヘルシンキ市とが、環境問題のことで行ったり来たりしてシンポジウムをやった。そのとき、フィンランドから小学生が何人かやって来まして、宮町か何かを舞台にしてまちづくりの計画をそのころ仙台市におられた「建築と子供ネットワーク」という人たちを中心にして、やられたんですね。

見ていてびっくりしました。同じ学年ぐらいの子どもがつくるんですが、日本の子どもたちは丸いのやら、 四角いのやら、三角錐やら、面白おかしく並べていくだけ。ところが向こうの子どもは、「高さをもうちょっと 揃えよう」とか、「こことこことのすき間がちょっと足りない」とか、そういうのを言うんですよね。

これはたぶん教育効果、学校教育とか何かで、そういうことが話題になっているということだと思うんですね。われわれはそういうのをあんまり学校の中でトレーニングされていない。それは自由奔放でいいところも実はあるわけですけれども、景観の大切さというものをどう伝えていくか、子どもさんにどうアピールしていくかというのは重要なテーマかもしれませんね。

教育委員会のどなたかを引っ張ってくるとすぐになるかというのは、なかなか難しいことでありますけれど も、いろんな市町村で自分たちの町のことなんかを副読本で作っておられる。そういう中に、景観の話をしっ かり打ち込んでいく必要があるかもしれませんね。

ほかにございませんか。

○横山委員 県の皆様がとってもご苦労されているのがよく分かる内容だったんですけれども、1つ気になったところ。先ほどとも重なるんですが、村田の方々の内容で、景観行政団体に移行するメリットというところがあるんですけれど、このメリットに関して。

たぶん時間がかかると思うんですけれども、例えば観光のことがすごく分かりやすいと思います。産業振興とかで人が移り住んでくれる可能性って、すごく高いのではないかというふうに思うんですね。観光以外では、

映画のことが今、宮城県、仙台、非常に話題になりつつあるかと思うんです。実際、昨年も登米市と南三陸町で映画のロケが行われています。これは作品の必然性ではなく、その景観の必然性で選ばれてきた映画だったんです。『パンドラの匣』という映画です。ことしも9月に宮城県内で6か所あるのですけど、それもやはり景観が大変素晴らしいということと、建造物があるということ。いろんなことでロケハンをして、選ばれたところなんです。

たくさん観てもらえる映画であれば、そこに観光客が来るというメリットもあるんですけれども、実際にそうやって選ばれたことによって、その地域の方々が自分の町のいいところに気付いて、ますますブラッシュアップしなければいけないとか、そんな意識になる。

それから、ある過疎の町。お医者さんが少なくて困るということで、そこの公立病院ではいろんな条件を出すそうなんです。年収を何千万出すとか。ところが、ご家族で来る場合には、最終的に教育の問題と住環環境の問題、それから生活するのにいい環境かどうかということがすごく大切なんですね。そういう意味では、景観行政団体になって景観を整えていくとか、注目される町にする、そのことによって、今まで人が集まらなかったところに、必要とする職業の方々が集まって来るというメリットもあります。

時間はかかると思いますけれども、そんなことも加えていただいて、もう少し大きい話で町の方にお話ししていただくと、ちょっと視点が変わって、また考えていただく可能性があるのではないかとも思います。登米市長さんのように実際にメリットを感じていらっしゃるというか、もともと調っているところでも、おやりになることでいろいろ出てきたかと思うんです。そんなことをちょっと加えていわゆる営業されると、景観行政団体が増えるのではないかなというふうに思います。以上です。

○大村議長 はい、どうもありがとうございました。

まだまだお有りかもしれませんが、次に移らせていただきたいと思います。2番目、「景観行政における市町村の取組について」ということで、登米市、松島町、塩竃市から報告をいただきます。

まず、登米市からお願いしたいと思います。

○登米市 (渡邊技術主幹) 登米市都市計画課の渡邊と申します。私のほうから登米市での景観行政に係る取組 について、ご報告させていただきます。

登米市では、平成20年4月に景観行政団体となりましてから、これまでの2か年で、景観計画策定に向けた各種の事業を進めてまいっております。具体的に申し上げますと、景観計画策定業務の外部委託を2か年で行っております。このうち平成20年度分につきましては、宮城県からの補助金をいただいて実施してございます。その間、市役所内の関係部署の課長で構成いたします検討委員会を3回、それから、検討委員会の下部組織となります作業部会を6回、こちらは関係部署の係長クラスの者が構成員になって開催し、計画の検討を行ってまいりました。また、これら庁内組織による検討と併せ、市民で構成する懇談会を作業部会と同じ6回開催しておりまして、市民目線での計画の検討を行っていただいております。この検討期間中に、来訪者、一般市民、それから将来重要景観区域となる予定地区の居住者に対する意識調査のためのアンケートを実施しております。

これらの結果を踏まえまして、昨年の12月に、景観計画の素案の取りまとめを行うことができました。この景観計画の素案は、本日お手元に配付しております資料8になります。こちらの1枚目、「登米市景観計画の構成」ということで、ご覧いただけるように資料をご配付しております。登米市の景観計画につきましては

5章立て、全17節で構成しておりまして、本文は80ページを超える内容となっております。本日は参考資料としまして、表紙が緑色のもの、こちらのカラーのものを皆様にお配りしております。こちらの概要版のほうをご覧いただきたいと思います。

この景観計画の素案を取りまとめたあと、本年 1 月 16 日に市内 3 会場におきまして、市民説明会を開催しております。その後、2 月 12 日には市の都市計画審議会、2 月 22 日から本日 3 月 23 日までの期間で、パブリックコメントの実施をしております。

現在は、景観重要公共施設管理者との同意に向けた協議を進めているところでございます。景観重要公共施設管理者と申しますのは、登米市の場合ですと北上川、旧北上川がございます。こちらも登米市の景観計画の中では景観重要公共施設としたいということで、協議させていただいております。国道に関しましては、国道45号と三陸縦貫自動車道がございます。こちらにつきましても景観重要公共施設に指定したいということで、現在、管理者との同意に向けた協議を進めているところでございます。今回、本文はお持ちしておりませんが、登米市の景観計画内で書いております景観重要公共施設整備項目は中身の濃い内容になっておりまして、協議にだいぶ時間がかかっているという状況になってございます。

今後の予定でございます。これら景観重要公共施設管理者との同意を、ことしの5月末までには何とか進めてまいりたいと考えております。その後、6月には市議会に報告を行い、景観計画として策定を完了したいと考えております。平成22年度では、景観計画を実行に移していくための景観条例の制定、及び特に配慮の必要な景観区域を指定するための調査等を進めまして、平成23年度での実施を目指しております。こちらのスケジュールに関しまして、資料8の2枚目のほうにお付けしております。見づらいんですが、平成22年4月から平成23年5月以降までの、大まかなスケジュールを書かせていただいております。

あと、先ほど申し上げました登米市景観計画素案の概要のほかに、『登米市景観読本』と申します参考図書、こういったものを作っておりますので、参考にお付けしてございます。本日お付けしております『登米市景観読本』は、成人向けなんですが、児童生徒向けのものもございます。 2種類、登米市で作成してございます。以上、簡単でございましたが、登米市の取組についてご報告を終わらせていただきます。

- ○大村議長 ありがとうございます。ただ今のご説明について、何かご意見・ご質問ありますか。
- ○平野委員 確か懇話会のときにも申し上げたと思いますが、ぜひなるべくたくさん景観地区を指定してください。なるべくたくさんというのは、何が許す限りかといいますと、これだけの建築確認申請を1本、1本審査していっても大丈夫な数ぐらいのエリアは、ぜひ景観地区を設定してください。景観地区ってすごくスペシャルな場所というイメージがあるかもしれませんが、景観地区を指定することで一番大事なのは、認定制度なんですよね。だから、景観地区というふうに指定しても、その決められている内容は、例えば「田園風景にふさわしい建築とすること」って書いてあるだけ。だけど、例えば変なパチンコ屋さんが変な建物を建てようとするときだけそれを発動して、「これだと認めませんよ」と、そういう阻止ができるんです。しかも、完全な阻止ができます。

条例の中身は大変緩くてもいい、合意の得やすい中身で構わないけれども、"とんでも建築"だけ阻止できるようなものにしておくということは、この景観法を活用するとても大事なことかと思います。ぜひ地元とも「この中身だからいいでしょ」という形で、緩い中身を前面に出しながら、景観地区をなるべく多く指定していただけたらと思います。

もう一点,景観重要公共施設は協議中ということですが,できれば北上川を。私の記憶が正しいかどうか分かりませんが,登米まで蒸気船が上がっていたんですよね,その名残だと思いますが,あの辺の北上川には水制が一部残っています。水制というのは,川の水のところに突き出した突堤なんですね。それは水が少ないときにも真ん中にちゃんと水が集まって,舟の航行をやりやすいようにするためのものなんです。たぶん,その水制が一部残っていると思います。それも「ここまで舟が上がっていたんだな」という記憶のうえでとっても大事な施設になると思いますので,治水上問題がなければ,推奨的なことをしてほしいというような話もぜひしていただく。

あと、個人的な話で申し訳ないんですが、私、国交省に頼まれまして、今、鴇波 洗 堰の魚道のデザインを 手伝っています。景観に十分配慮したものにしていますので、その中身も登米市のほうで「見せてくれ」とい う話をして、ぜひその内容を踏まえた形で整備方針を示していただく。ちょっと順番が逆になりますけど、

「景観重要公共施設に指定したことで、鴇波洗堰の魚道はこんなに立派なものができましたよ」という顔ができるんですね。それ以外、北上下流はそんなに仕事がないと思うので、実績づくりという意味で今のうちにツバを付けておいていただけるとよろしいのではないかと思います。

これは三陸道も同じですね。三陸道もアドバイザーが入って、鴇波大橋も景観に十分配慮したものになっております。前後の盛土区間、切土区間、景観に気になるところがあるんですが、国交省はやってくださっていますので、その辺の成果をうまく褒めてあげるような形で中身を書いていただけると、彼らも喜ぶと思いますので、よろしくお願いします。一番大事なのは水制ですね。水制のことを入れてください。

- ○大村議長 ありがとうございます。
- ○柴崎委員 水制と町の外部に関してはだいたいこれでよろしいかと思うんですが、もう一つ、北上山地の中に 蚕飼山がありますね。登っていただくとすぐ分かるんですが、蚕飼山というのはものすごく展望のいいところ で、北上川を眺める一番大事な場所。おそらくあの辺の山の中でも一番高いんじゃないかと思いますね。それ と歴史があります。

それから、周りにキリシタンの遺跡があります。宮城県で出色のキリシタン遺跡群なので、これを含めて何か特色ある地域を指定されていくというのがあってもいいのかなというふうに思ったんですが。

- ○大村議長 はい,ありがとうございます。
- ○伊藤委員 私はこの登米町が、宮城県の中でとても好きなんです。「みやぎの明治村ゾーン」というふうに書いてある部分が、たぶん街並み地区として歴史的建造物のいっぱい残っているところかと思います。

要望と言うか、前も言ったかと思いますが、街並みとして非常に文化財的価値があるような気がいたします。 伝建地区(伝統的建造物群保存地区)にも匹敵するようなものではないかと思いますので、景観的に整備をするということも大事なんですが、ぜひ歴史的な、文化財的な観点の重点的調査というものをやっていただきたいなというふうに思っています。

以前、私は大分県の日田という町を調査したことがあるんです。そこは伝建にすると規制がかかるので、やりたくないということで、最初は景観の方向で調査をして整備をしました。そうしたらいろいろ崩れてしまったといいますか、すごく緩やかな感じの整備になってしまったと。住民の方々が「これじゃダメだ」というこ

とで、今度は伝建地区としての調査をすることになって、今、伝建になっています。一度そのように崩れてしまったら、なかなか戻すということはできないので、ぜひ文化財的な歴史的建造物の調査というものを、やっていただけたらいいなというふうに思っています。

○大村議長 はい,ありがとうございます。

少し時間が押してきていまして、次に移らせていただきたいと思います。それでは、2番目に松島町からの ご報告をお願いいたします。

○松島町(千葉次長) 松島町の千葉と申します。資料9に基づいて説明したいと思います。

松島町は平成21年の4月から景観行政団体になりまして、21年度と22年度の2か年で景観計画を作るということで、今、進めております。21年度につきましては基礎調査ということで、関連計画の整理とか、課題の整理、それから各種アンケート調査などを実施しました。また、計画策定に対する住民の方への周知ということで、住民懇談会の開催、現時点での住民の方々の意見を聞く機会を設けさせていただきました。うちの町は12の行政区がございますけれども、住民懇談会は11に区分して9月から10月にかけて開催、175人の参加という結果でございます。

そのほか、行政区の代表の方との意見交換とか、職員の研修の機会を利用し、職員に対して「これから町として景観行政に本格的に取り組んでいきたい」ということを知っていただくための研修会を開催しました。

それから、景観計画策定のための検討委員会の設置をいたしまして、21 年度は3回の委員会を開催しております。

4番目,景観形成に関する各種アンケート調査の実施ということで,11月から1月にかけて5種類のアンケート,それから街頭での調査ということで実施しております。

2ページ目ですが、22年度は具体的に計画策定のほうに着手をすることになりますけれども、スケジュールについては、概ね3番目に記載しているとおりです。内容につきましては、基本的に景観法で定めている事項を、記載のスケジュールで検討していきたいというふうに思っています。平成22年12月を目途に、景観計画の素案を作成できればというふうに考えております。来年度も引き続き、素案または中間段階で住民の方の意見を聞く機会を設けながら、進めていきたいというふうに考えております。

簡単ですけど,以上で終わります。

- ○大村議長 はい。ただいまの説明に何かご質問・ご意見ございますか。
- ○平野委員 いろんな著名な先生が委員に入っておられるので、あんまり心配しないんですが、基本はやっぱり 眺望景観をどうコントロールするかというところ。これをきちんと調査しておかないと…。四大観というんで すよね、前に五大堂と勘違いして"ご"と言って怒られたんです。四大観からどうかとか、いろんな松島の視 点場がございますので、そういうところをちゃんと抽出して、それを阻害しないにはどうすればいいかという のが大事になります。これを今の段階できちんと調査しておかないと、あとから規制するのは大変です。ぜひ 注意いただきたいなというのが一点目。

もう一点は、国道が一番おいしいところを通っていますよね。これは観光客にとってはとてもいいことでも あるんですが、逆に言えば広告を出す側にとって格好の餌食なわけですね。なので、あの45 号線沿いにどう いうふうに看板を認めるのか、認めないのか。たぶんそこが松島の印象を大きく左右することになると思いますので、ぜひ、屋外広告物条例、屋外広告物法とリンクして取り組んでいただきたいと思います。45 号線沿いの看板の問題がかなりシビアなものだと思っていますので、景観法だけでなく、屋外広告物条例と一体化してより厳しい規制を。

もう一つは、抜け穴をきちんと作ってあげることだと思います。平泉では屋外広告物条例がもうすぐできると思います。もう議会を通ったかもしれません。まちづくりアドバイザーの方が審査をして、特例的に認めるという条項を設けています。例えば、木でできた渋い看板とかでしたら、規制よりも面積が大きかったり、高さが高くても、「これは逆に景観を高めてくれるものだということで、許可をしましょう」というような制度を設けています。厳しい規制と、「デザインが良ければ規制とかせずに特別認めますよ」というようなことをやっていただく。看板を出す側も「困ったな」というふうにだけ思うのではなくて、少しインセンティブ、「じゃあ、一丁良い看板を作って出させてもらおう」というような気にもつながっていくのではないかと思います。飴ととムチと言うと語弊がありますが、いずれにせよ、屋外広告物の話とぜひリンクして考えていただきたいと思います。

- ○大村議長 はい、どうもありがとうございます。
- ○柴崎委員 今,平野委員から話がありました松島の四大観,私は『松島四大観の景観構造』というのを書きましたので、ぜひそれを皆さん方に見ていただきたいと思います。松島というところがいかに素晴らしいか、私だけじゃなくて、歴史的な意味で皆さん方が気付いておられる。それを私が少々景観学的に解析しただけの話なんですが、そういう論文が出ていますのでご覧いただければと思います。

それから、県の松島学術調査の第2回目の報告書の中にも、「松島自然景観」ということで私が書いております。これは今回の世界遺産のときに、皆さん方にずいぶん参考にされたようです。日本における四大観、松島というものがどういう位置付けになるのかということを述べています。本当は国際的な意味で書けば良かったんでしょうけれども、そこまでは書いておりません。今から30年近く前に書いたものですが、利用されております。ぜひ松島の皆さん方にも、ご利用いただければというふうに思っております。蛇足でした。

○大村議長 はい,ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。最後に平成22年度に景観行政団体に移行予定の塩竈市から、これまでの景観に対する市としての取組と今後の取組について、ご報告をお願いしたいと思います。

○塩竈市(佐藤副参事) 塩竈市都市計画課の佐藤といいます。資料ナンバー 10 を使いまして、説明をさせていただきたいと思います。

塩竈市では、昭和63年、ちょうど平成になるタイミングのときに、第3次長期総合計画というものを策定する作業があったわけです。塩竈神社から海までのエリアを結ぶ道を、町の中心軸として設定したまちづくり、それを進めていこうという部分が、その長期総合計画の中で初めて打ち出されました。

そうした中で、神社からの眺望が市民の関心の元になったということが背景としてあります。ここに「平成5年に塩竈神社からの眺望を大事にするという意味で、景観条例を作った」という内容が背景として書いてありますけれども、平成3年ないし4年ごろに、市民の方々から1万人ぐらいの署名が出てきました。それは何

かというと、塩竈神社の中央に、松島湾を眺望できる池があるんです。そこからの風景の先に、10階を超すようなマンションがちょうど目の前に建つと。その当時は当然、条例等もなかったわけですので、建築は進んでいっていまったということがあります。それをきっかけとして、先ほどからお話しが出ているような、例えば高さといったものに対して一定の制限が掛けられないかということが議論となり、この条例を作ってきたわけです。

条例そのものは景観をつくっていくため、誘導するためのものですので、決して規制をするというような性格ではないんです。例えば、市内にある建物を建てる際に、「高さ 10 m以上のものであれば必ず届け出をしなさい」というような、最低限のルールを作っています。特に問題となった神社からの景観を阻害するという場合、そういった一定のエリアに入ったところで 20 m以上の建物を建てるときには、「景観審議会の意見を聞きなさい」と。そのあとにマンションが建った事例があるのですけれども、景観審議会の際に「デザインであるとか、形状とかをある程度工夫をして」というような意見を申し上げて、それを守っていただいて、造っていただいたというようなことなども結果として出ております。

前段の取組の背景の中に書いておりますけれども、平成3年に旧建設省の「うるおい・緑・景観モデル市町村」という取組の選定を受けまして、宮城県さんが整備する路線だった北浜沢乙線について、門前町らしさを醸し出すような景観づくりを進めてきました。前段にありますような景観モデル地区という宮城県さんの指定を受けまして、例えば良くない広告塔や何かに関する一定の制限なんかも、こういった中で取組をしてきております。

その後、平成5年に条例を作りまして、景観面での指導、あるいは北浜沢乙線沿線での民間の方々の景観整備に対する融資・助成といったような部分も設けてきております。現在では沿線住民の方々を中心に、街並みや景観を考える「海道まちづくり研究会」というものが組織され、これは今、国土交通省のほうの優良団体みたいな選定なども受けているという状況になっております。

今後の取組についてです。これまで景観づくりに取り組んできた北浜沢乙線は、昨年度ようやく、20年の歳月を経て完成しました。これまでの一定の取組があるわけで、今後の塩竈市のまちづくり、特に景観形成を考える機会として、昨年、宮城県との共催という形で景観フォーラムというものを開催させていただいております。参加者をすごく心配したんですけれども、幸いにも250名と、平日だったのですけれども多くの方々に集まっていただいて、市民の方々が景観を考えるきっかけにはなったのかなというふうに思っております。

現在,塩竈市では第5次長期総合計画の策定作業に進んでおります。作業としましては、9月の議会で基本構想を議決するというふうなスケジュールで、今、進めております。基本的に、その中でいろんな議論がされてきております。市民の方々についても、景観に関する部会というのがあります。下に「うるおいづくり分科会からの提言」ということで、「趣と風情のあるまちなかの創出」といった取組をしていったらどうかと、市民サイドから見た、そういう提言をいただいております。それを具体化するということで、第5次長期総合計画がこの秋からスタートします。基本的にその段階で宮城県さんのほうへの景観行政団体の移行手続きというものを考えながら、何とか22年度内には移行手続きを完了していきたいなというふうに思っております。

市の取組といたしましては、今、お話し申し上げたとおりになります。

- ○大村議長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に何かご質問・ご意見ございますか。
- ○平野委員 少し先の話になるかと思いますが、景観計画等々にお進みになるときは、コンサルタントの先生に

は十分ご配慮いただきたいと思います。なぜかといいますと、これは私どもの恥でもあるんですが、大学で景観をきちんと教えているところというのは、非常に少のうございます。土木でも少ないですし、建築でも意匠は一生懸命教えておりますが、景観という観点できちんと教えているところは大変少ないです。ですので、コンサルタントで「私、景観できますよ」と声を上げる。言うのはただですからね、料理研究家と一緒です。言うのは、ただみたいなコンサルタントがいっぱいおりまして、本当に力のあるところというのは限られております。聞くところにおりますと、某市もあまりいいところに当たらなくて、苦労しているという話を漏れ聞いておりますので、力のあるコンサルタントに依頼なさる。しかも、この問題は、都市計画の知識もきちんとないといけないんですよね。景観法そのものが都市計画的な流れの中にありますので、その両方を兼ね備えているコンサルタントの方というのは案外多くありません。ぜひ、いい人を選んでください。以上です。

- ○西大立目委員 今のに付け加えるんですけれども、塩竃ってとても密集して暮らしが成り立っているという 感じがするので、小さな地域の、小さな景観の積み重ねというのもとても大事だと思うんです。眺望にしても、 マンション建設のときに市民がそれだけ動かれているということを考えますと、やはり市民を味方に付けるし かないと私は思います。「塩竈海道まちづくり研究会」というのがあるということなので、その辺の意識づくり も含めて、お進みいただければいいんじゃないかなと考えます。
- ○大村議長 はい、ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。それでは、3番目、「景観アドバイザー事業の概要について」を、事務局 から説明願います。

事務局(小玉主任主査) それでは、「景観アドバイザー事業の概要について」ご説明いたします。お手元の資料 11 をご覧ください。

はじめに、事業の目的でございます。項目1の「目的」のところに記載しておりますように、地域の住民の 方や団体、あるいは市町村等による良好な景観形成を進めるための取組を支援すること、また、県の景観形成 施策についての普及・啓発を図ることを目的としております。これらの目的のために、景観の形成や景観を活 かしたまちづくりに関する有識者の方を「景観アドバイザー」として登録させていただきまして、市町村や地 域の団体などからの依頼に応じ、助言等を行っていただくという事業の形態を考えております。

続いて、項目2の「活動内容」でございます。ただいま申しました景観形成や景観を活かしたまちづくり活動に関する助言のほか、講演会や講習会、視察会等における講師やパネリストとしての活動などを想定しております。

続きまして、項目3「景観アドバイザーの登録について」でございます。事務局といたしましては、資料に 記載しておりますとおり、行政関係の方を除く景観審議会委員の皆様、及びその他景観形成の取組に関する有 識者の方にアドバイザーになっていただきたいと考えております。

続いて、項目4「派遣に係る手続き」と、項目5の「その他」でございます。手続きの詳細につきましては 今後決定させていただくのですけれども、イメージといたしまして、依頼者から県に派遣の依頼書というのを 出していただきます。アドバイザーの派遣を受けることが決定しましたら、依頼者の方が講演の中身や講習会 の内容などをアドバイザーの方と調整していただいて、活動を行っていただくというのがおおよその流れとなっております。 依頼者からの事業報告書の提出を受け、県のほうからアドバイザーに対して、県の規定に基づく謝金と旅費をお支払いすることといたします。これは、依頼者の費用負担を軽減するという観点から、アドバイザー派遣に関する経費を県で負担するという内容で考えております。手続き等の詳細につきましては、今後決定させていただきたいと思っております。

5の「その他」でございますけれども、アドバイザーの派遣範囲は県内といたします。また、アドバイザーの氏名と所属を、ホームページなどで公表させていただきたいと考えております。

最後に、項目6の「今後の予定」です。先ほど項目4のところでも説明申し上げましたけれども、行政関係の方を除く景観審議会委員の皆様を、ぜひ景観アドバイザーとして登録させていただきたいと考えております。 後日、正式に書面にてご依頼申し上げますので、ぜひ御承諾のほうをいただければと思います。よろしくお願いたします。

以上で、資料 11 の「景観アドバイザー事業の概要について」の説明を終了いたします。よろしくお願いいた します。

- ○大村議長 ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらば、どうぞ。
- ○平野委員 基本的に想定されているのは、「まちづくりを頑張っているNPO法人が講演会を開くなりしてください」とか、そういう感じですよね。それだけじゃなくて、ぜひ公共主体が例えば「今度、ここの川が改修工事に入るんだけど、アドバイザーを」というような形、東北地方整備局のアドバイザー制度はほとんどそうなんですよ、事務所が呼ぶんですね。事務所が「アドバイスしてください」というふうに呼んで、もちろんお金も事務所が払うんです。なので、例えば公共サイドが県の土木事業において、「アドバイザーの方々に助言をもらって景観に配慮したものを造ろう」と、そういうようなことが気軽にできるような仕組みとして、位置付けられませんかね。もちろん、そのときはこちらで用意していただく予算じゃなくて、「事業主体側で謝金類を考えなさい」でも構わないと思うんですけれども、公共サイドの利用がジャンジャン増えるようなアドバイザー制度であってほしいと思います。

実は私、岩手県の景観アドバイザーをここ何年もさせていただいているんですが、人気がないのか1回も声が掛かったことがないですね。理由を聞いてみると、結局、県庁の方がアドバイザーの方に声を掛けて、「講演会をやってください」という以外はほとんど利用実績がないみたいです。事業をやる側が「景観に配慮しました」とポーズをつくるためというとちょっと言い過ぎですが、景観をきちんと検討するため。先ほど申し上げたように、技術職員の皆さん、技官の方々も景観の教育を受けてきておりません。それは私どもの失態なわけですが、どこもかしこも同じでございます。

それに比べると、東北地方整備局でやっている事業、「助言をほしい」という形で呼ばれる。これは実は結構、機能しております。東北地方整備局がちょっといいものを造っていると、だいたいアドバイザーが噛んでいる場合が多いです。なので、そういう事業をやる側、県庁の内部から「アドバイザーを頼む」というようなことが言えるような、市町村も市町村道とか川をいじるときに、「市民に親しまれる川を造りたいんだけど、どうすればいいか」という助言を求められるような、公共事業サイドが利用しやすい制度にしていただければなと思います。

○大村議長 はい、ありがとうございます。

- ○事務局(門傅都市計画課長) 制度の運用はこれから決めてまいりますので、そういったことも可能となるような形にはしたいと思っています。基本的に、事業者側として自らの裁量で。事業部署もいっぱいありますので、このアドバイザー事業を決めるのは基本的に市町村であるとか、地域の方々、団体であるとか、そこをまず優先的に考えて、それに対してワンポイントアドバイス的なもの、予算の範囲でワンポイントアドバイス的に捉えた事業でございますけれども、活用できるものであれば事業者、公共サイド、内部からそういった意向があれば、取り扱いについて協議してまいります。
- ○平野委員 現場のおっちゃんたちは、事務所のおっちゃんたちは、困っていても誰に頼んでいいのか分からないんですよ。そのときに「景観については、この県が出しているリストの先生の誰かに頼めば間違いないだろう」という、人材派遣業というとちょっと語弊がありますが、そういうところからサポートしてあげる。予算の範囲というのは、公共事業主体がやる場合、「自分たちの測量試験なり何なりやりなさい」という話。それは一向に構わないので、制度としてやる。

ひどいやり方ですけど、東北地方整備局が軌道に乗るまでは、本庁のほうから「毎年、1事務所必ず1つ、 アドバイザーを頼む事業をつくりなさい」というふうにお達しを出してスタートしました。そういう形でも使 えると思います。本庁のほうでコントロールしながらやれるという意味において、各事務所の裁量でやらせる のではなくて、こういう制度をうまく使うということをお考えいただければと思います。

- ○事務局(門傅都市計画課長) 検討していきたいと思います。アドバイザー制度は今でもあるんです。今回のこの案といいますのは、今まで活用するところ、市町村なら市町村が自らの負担で呼んでいたものを県が支援しましょうということ、「新たな制度としてこういうものを考えました」ということです。
- ○伊藤委員 「アドバイザーの登録について」というところ。委員は別として、2番目に「その他取組に関する 有識者」というふうにあるんですが、有識者ってどういう人なのかなと思いました。

名ばかりなんですけど、実は私も山口県の景観アドバイザーなのですが、なったばかりのときにこっちに移って来たので、1回も呼ばれていません。そのとき、やっぱり景観審議会の委員の方がアドバイザーになったんです。私は推薦されてなったんですけど、ほかに公募していました。そのアドバイザーになった人というのは、街角の建築事務所の人とか、NPOが呼ぶのではなくて、NPOなどで活躍しているような街角の名物。そういう意識のある人を公募とかで呼んできて、県で養成講座みたいなものを開いて、県の景観の理念みたいなものをたたき込まれる。そういうような、ちょっと怪しげな講習会を受けさせられました。

半年ぐらいそれを受けて、認証式みたいなものをやって、アドバイザーになったという経験があります。地元の人なので、イベントなどを開いても住民の方々がいっぱい来るという、それでメーリングリストとかを作って、アドバイザー同士で情報交換のやり取りをして、山口県のほうではすごく活発にやっているというようなことがあります。

こちらから選んで指名するだけではなくて、公募みたいなこともいいのかなというふうに思いました。

○大村議長 どういう人になってもらうかという話について、「もう少し幅を広げて考えなさい」と。こういう ご意見であります。

○事務局(門傅都市計画課長) 基本的に幅は広げていきたいと思っていますけれども、県の責任もございます ので、その辺はいろんなことを考えながらということになると思います。

あとは、一方的にこちらから「この先生で」ということではなくて、その内容をよく聞き取って、委員の皆様方の意向も踏まえ、十分吟味したうえでアドバイザーとしてご推薦するということになると思います。

○森山委員 今まで「言葉はどういう意味ですか」というようなことばかり聞いていたような気がしますので、 ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

景観アドバイザー事業に通常はお1人の方を充てられたり、お願いされるかと思いますが、できるならば景観アドバイザーを複数で選んでいただけないかと思います。というのは、ときどき聞くんです、ある先生が町に見えて、「こういうふうにしなさい」と言われると、聞かざるを得ない。あるいは、私なんかも呼ばれたりしたときに、専門外のことを尋ねられたり、景観の中にそういう要素が含まれる。そこでもう1人、違った分野の方がいらっしゃると、2人の意見をいろいろ聞いていただき、町の方なり役所の方が、そこからご自分たちで選んでいただくというようなことができるのではないかなと思います。

"風土"という言葉は、東北には非常に合っているような気がします。これから各市町村で景観をどういう ふうにしたらいいかという助成なり、支援をされるときに、風土に根差した景観をつくるということがとても 大事ではないかなと。それはやっぱり人の生活とか歴史といったものと、地域環境のかかわりがそこに明らか に見えるもの、先ほどのキリシタンの宗教的な歴史とか、無形のものもあります。そういったものをトータル に含めて、ぜひこれから景観というものを宮城県の中で守ったり、つくったりしていただきたいという気がいたします。

そのことは私たちにとってもなかなか難しいテーマであって、課題なんですが、一般の方々にいかに分かりやすく説明できるかも、とても大事な仕事になってくるかと思います。ぜひ景観をつくる、あるいは景観をデザインするということの意味とか価値についても、市町村の方々と共有しながら、「何が美しい景観なのか」というのがどうしても出てきます、頭に"宮城県"が付きますから、宮城県の美しい景観というのを常に、しつこく考えながら、これからの景観アドバイザーの事業を推進していただければなと思いました。

○事務局(門傅都市計画課長) 複数のアドバイザーを派遣する話は、相談される団体等の意向も踏まえた上で、実際に御推薦する前に委員の方々ともご相談しながら、「こういった方々を入れてほしい」とか、「こういった分野であれば」とか、その辺はきっちり整理させていただきたいと思います。

それから御意見としてご指摘いただきました点ですが、われわれとしても条例に基づいた景観行政をしっかり頑張っていきたいと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。

- ○大村議長 はい、だいたい時間でございます。以上で、きょう予定しておりました議事は終了いたしました。 何かこの際ということで、委員の皆様、ございますか。
- ○平野委員 1点だけ、すいません。
- ○大村議長 どうぞ。

- ○平野委員 現状の県職員,地方自治体の職員の研修制度がどうなっているかよく分かっていませんけれども, 景観・まちづくり・デザインの研修を充実するような施策も,ぜひこの一環として取り組んでいただければと 思います。ちょっと嫌みな言い方をしますと,先ほど申し上げた多賀城の橋,あれもデザインの基本を分かっ ていないものです。やっぱり勉強不足だと思いますので,職員研修を充実していただければと思います。
- ○大村議長 ほかにございますか。なければ、以上をもちまして、第1回宮城県景観審議会の議事及び報告事項を終了したいと思います。ご協力どうもありがとうございました。 それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。
- ○事務局(千葉総括) どうも皆様、きょうは長時間にわたり、ありがとうございました。これで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時45分 開会

-	31	_
---	----	---